

平成 2 8 年度

環 境 部 の 主 要 事 業 概 要

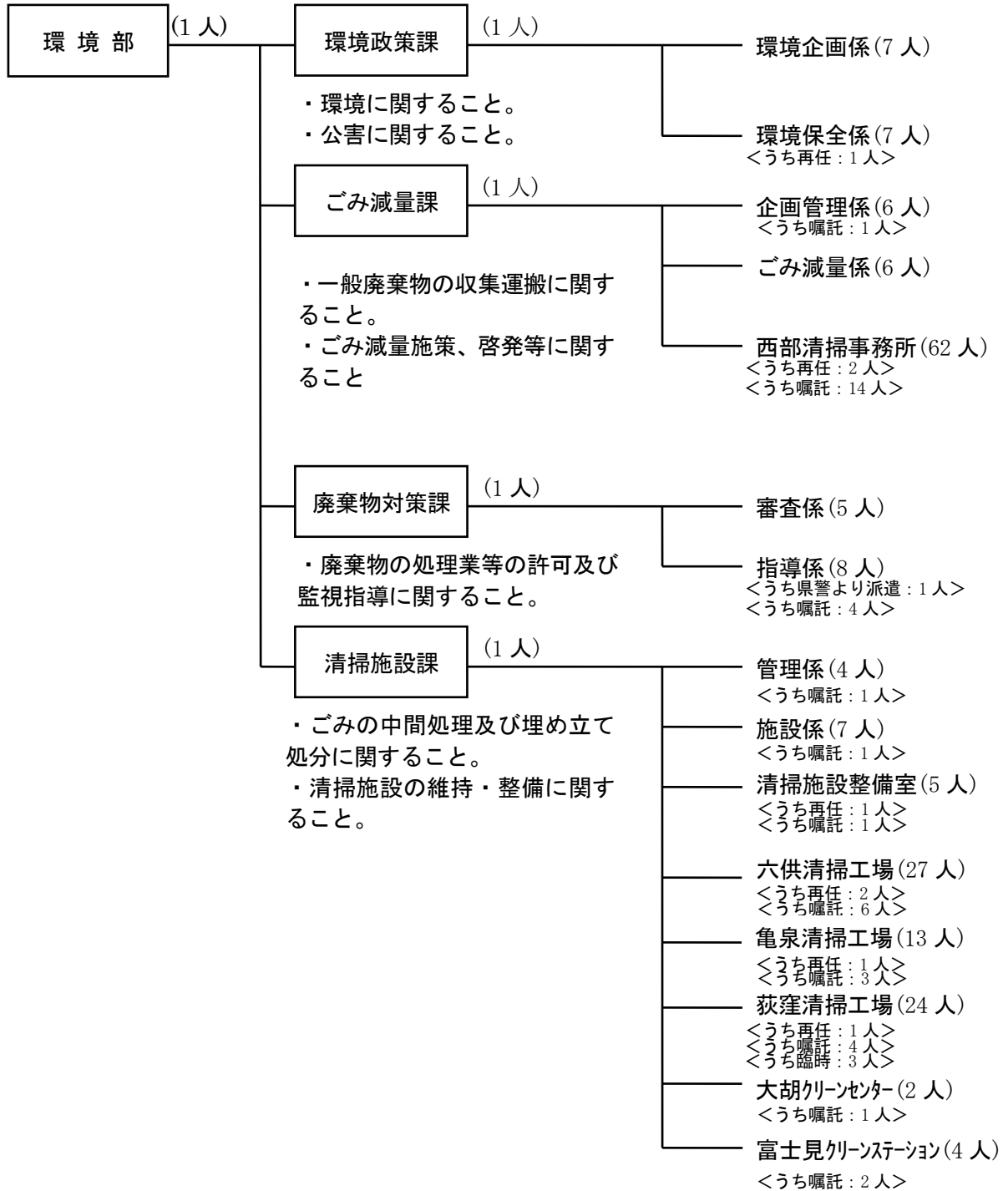
前 橋 市

目 次

I	環境部組織図	2
II	環境部予算概要	3
III	各課の主要事業概要	
	環境政策課	4
	ごみ減量課	9
	廃棄物対策課	13
	清掃施設課	16

I 環境部組織図

所管する課の数	4 課	係の数	15 係	職員数	192 人
---------	-----	-----	------	-----	-------



II 環境部予算概要

1 当初予算

平成28年度当初予算	3,988,173千円
平成27年度当初予算	3,661,046千円
差引増減額	327,127千円
伸び率	8.9%

2 平成28年度課別予算額

(単位：千円)

課名	28年度当初予算	27年度当初予算	差引増減額	伸び率(%)
環境政策課	一般会計 103,759	103,061	698	0.7%
	特別会計 213,370	106,771	106,599	99.8%
ごみ減量課	1,809,594	1,395,213	414,381	29.7%
廃棄物対策課	17,551	19,305	△1,754	△9.1%
清掃施設課	1,843,899	2,036,696	△192,799	△9.5%
合計	3,988,173	3,661,046	327,127	8.9%

Ⅲ 各課の主要事業概要

〈環境政策課〉

1 環境対策事業

(1) 環境審議会

良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項について、調査審議するため、平成6年12月に設置し、審議会を開催している。

委員は、市民、事業者、学識経験者及び行政機関の職員の20名以内で構成され、任期は2年となっている。

2 生態系保全事業

(1) 自然環境保全推進委員会

自然環境保全の専門機関として、環境基本計画の推進を図るため、各種専門分野の委員で構成される前橋市自然環境保全推進委員会（委員8名）を設置している。

(2) 自然環境調査（昆虫）

過去に実施した自然環境基礎調査の追跡調査として、5分野の調査を年次的にローテーションで調査する。

3 環境保全啓発事業

(1) まえばし環境の学び舎事業

自然環境保全を図り環境意識の高揚を図るため、「体験の機会場」に認定されたサンデンフォレスト等における体験活動を通じた啓発に努める。また、環境問題に関する基礎的な知識の習得を目的に環境問題基礎講座を開催する。

(2) まえばし水と緑の環境賞（隔年実施）

良好な環境の創造と保全に取り組んでいる家族・団体の中から顕著な実績を有するものを選抜、功労者を顕彰する。

(3) まえばし環境家族

環境（地球温暖化防止など）への取り組みを小学校から家庭（地域）へ発信することにより、家庭や地域が一体となった環境保全活動の活性化を図る。

(4) こどもエコクラブ

環境省が実施している「こどもエコクラブ事業」について、多くの子どもたちが参加するよう啓発に努めるとともに、加入したエコクラブに対し情報提供等の支援を行う。

(5) みぢかな季節かんじ隊（サクラ・ツバメ・セミの市民調査）

「市民・事業者が主体的に環境保全活動に参加するまち」の実現のため、次代を担う子供達をはじめ広く市民に対して自然環境調査を呼びかけ身近な生物を通じて、前橋市域の自然環境を知ることによって環境保全意識の高揚を図る。

(6) 野鳥観察会

身近な野鳥に親しみ、自然の大切さや環境保全についての認識を高めてもらうために野鳥観察会を開催する。

(7) 環境活動事業助成金

前橋市が運営する太陽光発電所の売電利益を基にした「前橋市絆で繋ぐ環境基金」を財源として、環境団体が行う環境保全活動、自治会が行う環境保全活動、自治会が所有する集会所等への太陽光発電システム設置に対し補助を行う。

(8) グリーン購入

前橋市グリーン購入調達方針に基づき、市自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努める活動のひとつとして、物品購入にあたっては、環境保全の観点を考慮し、環境負荷の低減に配慮した調達方針に沿った環境物品を購入する。

(9) 環境パネル展

6月の環境月間に併せて、本庁舎に環境啓発の一環としてパネルを展示し環境啓発を促進する。

4 新エネ・省エネ機器導入補助

(1) 住宅用高効率給湯器等購入費助成事業

家庭における省エネルギーの包括的な促進と地球温暖化防止対策を推進するため、住宅用高効率給湯器及びLED証明機器を複合的に新規購入・設置した個人に対し費用の一部助成を行う。

○補助金額：1件あたり1.5万円～3万円

(2) 節電行動促進事業

家庭における電力の見える化による節電意識の高揚を図るため、HEMSを新規購入・設置した個人に対し費用の一部助成を行う。

○補助金額：1件あたり5万円

5 新エネルギー等導入促進事業

(1) 市有施設LED蛍光管リース料

市有施設へのLED照明導入により、照明機器の維持管理コストや電力消費量削減に伴う二酸化炭素排出量の削減を図り、市の事務事業における地球温暖化防止実行計画の目標達成に向けた取組を推進する。

(2) 地中熱等活用調査研究

省エネルギー効果が期待できる再生可能エネルギーとして近年注目を集めている地中熱について、その活用方法の研究を行う。

(3) メガソーラー設置促進協議会

メガソーラーの設置や施設の屋根貸しによる太陽光発電設置の促進を図るとともに、環境の保全、地域経済の活性化、新たなビジネスや雇用の創出、太陽光発電設置の施工技能向上、民間同士のマッチング事業の充実などを推進するため、協議会を設置し、再生可能エネルギー対策の取り組みを行う。

6 新エネルギー等管理運営事業

環境負荷の少ないまちづくりを推進し、環境に対する市民意識の高揚を図るため、環境負荷低減に寄与するため導入した新エネルギー等の設備（小水力・電気自動車充電）の運営と維持管理を行う。

7 新エネルギー発電事業特別会計

本市の太陽光発電事業会計について、地方財政法に基づき、公営企業（法非適用企業）としての特別会計を設け、その経理状況を明確にするもの。

(1) 太陽光発電事業

本市の地球温暖化対策の推進と太陽光発電の普及拡大を図ることを目的に大規模太陽光発電施設を設置する。

① 堀越町太陽光発電事業

大規模太陽光発電施設の第1号として、堀越町の市有地に801kWの太陽光パネルを設置。（平成25年9月から売電開始）

② 荻窪町太陽光発電事業

最終処分場の有効利用も目的として荻窪最終処分場に1,032kWの太陽光パネルを設置。（平成27年3月から売電開始）

③粕川町中之沢太陽光発電事業

中之沢野球場跡地に 552 kW の太陽光パネルを設置。(平成 27 年 4 月から売電開始)

(2) 赤城大沼用水小水力発電事業

本市の地域特性を生かした小水力発電の普及を進めることで、地球温暖化対策を推進するとともに、近年の自然エネルギー導入機運の高まりを受け、行政が率先的に導入・活用することで、本市の環境保全に寄与していくことを目的に実施する。

8 大気汚染悪臭防止調査事業

(1) 環境監視調査

環境保全対策のため、城南小学校及び桂萱小学校の測定局で大気汚染の常時監視並びに庁舎における酸性雨の調査を行う。

また、人体への健康や生物への影響が考えられる有害大気汚染物質のうち、特に健康リスクの高い優先取組物質(19物質)について、環境汚染濃度測定(モニタリング)調査を行い、大気中における濃度の実態を把握するための各種調査を行う。

(2) 事業所監視調査

公害関係法令に基づき、大気・悪臭に関する規制を受ける工場等において、立入検査時に排出濃度検査や臭気を測定し、公害防止のため処理施設等の適切な維持管理実施の指導を行う。

(3) 特定粉じん排出作業監視調査

アスベストが使用された建築物の解体作業において、立入検査時に法令の基準の遵守状況を調査し、指導を行う。

(4) 空間放射線量の測定(原発事故対応)

福島第一原発事故の影響による市民の大気中の放射線に対する不安を解消するため、平成 23 年 6 月より市民が利用する公園等の公共施設で、定期的に空間放射線量の測定を行ってきたが、引き続き市民の安心確保のため測定を行う。(測定箇所等については、市内のバランスを考慮し調整)

9 騒音振動防止調査事業

(1) 環境監視調査事業

環境保全対策のため、一般環境地域及び自動車交通に伴う騒音・振動の監視及び調査を行う。

(2) 事業所監視

公害関係法令に基づき騒音・振動に関する特定工場等への立入検査を実施し、規制基準の遵守状況を調査すると共に公害防止のために必要な指導を行う。

10 水質汚濁防止調査

(1) 環境監視事業

環境保全対策のため、環境基準点・一般河川・地下水の水質の監視及び調査を行う。

(2) 事業所監視指導事業

公害関係法令に基づき、水質に関する特定施設を設置し、規制を受けている事業場において、立入検査時に水質検査を行うと共に公害防止のための処理施設等の適切な維持管理について指導を行う。

11 公害苦情処理

市民から寄せられる公害苦情について、関係行政機関と協力して適切な処理（相談、調査、指導及び助言）を行う。

<ごみ減量課>

1 環境美化

(1) 環境美化推進員制度運営事業

ごみの減量、リサイクルの推進、有価物集団回収の促進、ごみ分別の徹底、地域の環境美化等を推進していただくため、廃棄物処理法に基づく廃棄物減量等推進員として、全市域に環境美化推進員を委嘱（平成27年度末 1,994名）している。

随時、町別に推進員説明会を開催しており、また、活動状況を報告してもらっている。

(2) 地域環境活動への支援等

地域におけるごみ集積場所の適正管理と環境美化を促進するため、ごみ飛散防止ネット、ごみ集積場所啓発看板、不法投棄防止看板等を配布するとともに、地域環境活動推進懇談会（委員は市内24地区の自治会連合会から推薦）を開催し、地域の環境活動、ごみ減量施策等に関する意見をいただいている。

(3) 路上喫煙及びポイ捨ての防止

前橋市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例に基づき、平成26年7月15日から中心市街地の千代田通りと銀座通りの一部をポイ捨て及び路上喫煙防止重点区域に指定し、道路上の啓発表示や看板設置、チラシ配布等により啓発を行っている。

また、平成26年度から前橋市一般廃棄物処理事業協同組合と連携し、重点区域を中心に中心市街地での清掃及び啓発活動を行っている。

2 ごみ減量・資源化事業

(1) 一般廃棄物処理計画の策定

廃棄物処理法に基づき、基本計画を10か年計画、実施計画を各年度の計画として、それぞれ策定しており、平成28年3月に、次期基本計画（平成28～37年度）及び実施計画（平成28年度）を策定した。

なお、基本計画では、ごみ減量の目標値を次のとおり設定した。

指標	目標値		
	平成27年度 (見込値)	平成32年度 (達成目標)	平成37年度 (目指すべき値)
1人1日当たりの収集 ごみ量 (家庭ごみのうち「資源ご み」を除いた量)	584 g/人・日	549 g/人・日	492 g/人・日
1人1日当たりのごみ 総排出量	982 g/人・日	945 g/人・日	825 g/人・日
事業系ごみ(搬入ごみ) 量	28,500 t/年	26,330 t/年	25,379 t/年
最終処分量(浚渫土を 除く)	13,190 t/年	10,567 t/年	9,110 t/年
再生利用率	19.1 %	21.8 %	25 %

(2) 家庭系ごみ減量・資源化事業

①資源ごみ等の分別収集

- | | |
|----------------|----------------------|
| ア) ガラスびん・空き缶 | 平成 8 年 10 月から (全市域) |
| イ) ペットボトル | 平成 10 年 10 月から (全市域) |
| ウ) プラスチック製容器包装 | 平成 16 年 10 月から (全市域) |
| エ) 紙 | 平成 24 年 10 月から (全市域) |
| オ) 衣類等 | 平成 26 年 4 月から (全市域) |

②有価物集団回収事業

有価物を自治会や子供会などの地域の団体が集団回収することで、市民主体の環境保全活動を推進するとともに、ごみの減量及び資源化を図る。

- 実施団体に対し、回収実績奨励金として回収量 1kg 当たり 8 円を交付するとともに、実施回数等に応じて増加促進奨励金を交付している。
- 回収業者に対しては、実勢価格が基準額 (8 円) を下回った場合に、基準額－実勢価格を助成している (助成上限額 4 円)。
- 対象品目は、紙 (新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑古紙)、衣類等、使用済小型家電 (平成 28 年度から対象品目に使用済小型家電を追加)

③有価物拠点回収 (紙リサイクル庫) 事業

紙及び衣類等のリサイクルを一層推進めるため、市内 30 か所 (市有施設 29 か所・商業施設 1 か所) に紙リサイクル庫を設置している。

④各種拠点回収事業

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| ア) 使用済小型家電 | 平成 26 年 4 月から (市内 23 か所) |
| イ) 廃食用油 | 平成 26 年 9 月から (市内 17 か所) |
| ウ) 在宅医療廃棄物 (注射針) | 平成 27 年 2 月から (市内医療機関、薬局) |
| エ) インクカートリッジ | 平成 27 年 3 月から (市内 19 か所＋一部郵便局) |

⑤ごみ減量化器具購入費助成事業

生ごみ減量の推進のため、器具を購入した市民に対して、その一部を助成する。

- 電動式生ごみ処理機 購入費の 2 分の 1 (限度額 20,000 円)
- 枝葉粉碎機 購入費の 2 分の 1 (限度額 10,000 円)

また、平成 28 年度からの新たな取組として、市民及び自治会向けに、枝葉粉碎機の貸出を行う。

⑥リユース食器利用費補助事業

ごみ減量の推進のため、市内自治会、学校、NPO 等の団体が開催し、又は出店するイベントにおいて、リユース食器を使って 100 食以上の飲食品を提供する場合に、レンタル料の一部を助成する。(助成額…レンタル料の 2 分の 1 (限度額 50,000 円))

⑦リユース宝市実施事業

不用品の再利用を促進するため開催している。平成 27 年 12 月 13 日には、中央公

民館で、乳幼児向け育児用品のリユース宝市を開催した。384人が来場し、一人当たり6kgのリユース品を持ち帰った。

また、モデル事業として芳賀小学校PTA及び富士見地区の新地子ども育成会に協力いただき、それぞれの地域を対象としたリユース宝市を開催した。

(3) 事業系ごみ減量・資源化推進事業

事業系ごみの正しい処理について、全事業者向けや特定業種向けのパンフレットを作成、配布するとともに、事業系古紙の資源化を図るため、紙リサイクル庫への持込を推進している。

また、平成27年度に新たに事業系ごみ排出適正化啓発チラシを作成したが、今後、廃棄物対策課等と連携して、適正処理のチェック項目等を活用した事業系ごみの減量・資源化啓発を行う。

(4) ごみ減量啓発事業（「第2次G活チャレンジ！ステキにごみダイエット」）

平成25年度から3か年計画で取り組んできた「G活チャレンジ！100」に引き続き、平成28年度から5か年計画で実施する「第2次G活チャレンジ！ステキにごみダイエット」により、ごみの減量・資源化を推進するための普及啓発事業を行う。

① 出前講座等

ごみの減量、リサイクルなどについて理解を深めてもらうことを目的に、市内中学校でのG活講座、自治会や学習団体を対象とした出前講座、説明会等を開催している。

② 清掃工場見学、3Rバスツアー

市有バスで清掃工場をまわり、ごみ処理の過程を見学する体験事業を実施している。

③ パンフレット作成

家庭用資源・ごみ収集カレンダーや分別ガイドブック等の資料を作成し、ごみ減量、リサイクル等に関する情報として提供している。

④ 段ボールコンポスト講座

段ボールコンポストを身近に取り組めるよう、親子参加型講座や出前講座を実施する。

3 ごみ収集運搬事業

(1) 家庭ごみ収集

- 可燃ごみ 週2回実施・・・ステーション方式
- 不燃ごみ 月1回実施・・・ステーション方式
- プラ容器 月3回程度実施・・・ステーション方式
- 資源ごみ 隔週1回実施・・・ステーション方式
- 危険ごみ・有害ごみ・・・資源ごみと同時に実施
- 紙・衣類等 隔週1回実施・・・ステーション方式

(2) こんにちは収集

一人暮らしの高齢者や障害者等で、家庭ごみを集積場所まで運ぶことが困難な者を対象に、家庭ごみを戸別収集し、また希望により声掛けを行い、安否を確認している。

(H27末 延べ申込者数…1,229人、収集者数…694人)

(3) 粗大ごみ収集

自治会集団回収(平成28年度…267自治会)及び戸別回収(平成27年度…2,627世帯)について、受付は市で行い、収集運搬及び処分は委託により実施している。

4 し尿及び浄化槽汚泥等の処理

水質浄化センターに併設して、し尿処理施設及び浄化槽汚泥処理施設を設置し、また、下川及び城南の住宅団地に地域し尿処理施設(コミュニティ・プラント)を設置して、それぞれ処理(施設の運転管理は水道局)を行っている。

また、水質浄化センター内に、下水道汚泥とともにし尿及び浄化槽汚泥の脱水汚泥を炭化処理する汚泥炭化処理施設の工事を進めており、平成29年4月の稼働開始を目指している。

新堀西自治会が所有・管理している新堀西住宅団地排水処理施設(ハーバルガーデン)について、平成29年度に自治会から本市に移管できるよう事務を進めており、平成28年第1回定例市議会で関係条例を改正した。

5 西部清掃事務所

職員数62人(うち再任用2人、嘱託員14人)、車両44台により、次の業務を行っている。

- (1) 本庁管内における家庭ごみの収集(収集量は市全体の約20%)
- (2) こんにちは収集(直営)、粗大ごみ収集(委託)、小動物死体の収集(委託)
- (3) 自治会清掃ごみ、イベントごみ、不法投棄ごみの収集
- (4) 使用済小型家電、紙・衣類等、廃食用油の収集
- (5) し尿収集業者・浄化槽清掃業者の許可及び指導、浄化槽の保守点検業者の登録、浄化槽の維持管理に関する指導、公衆便所の定期清掃、移動公衆便所の貸出し
- (6) あき地の環境管理に関する指導

<廃棄物対策課>

1 土砂等処理適正化事業

平成25年1月頃より粕川町中之沢地内において、首都圏から発生した建設発生土が大量に持ち込まれるようになった。そこでそれらを規制するため、平成26年7月から「前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」を施行し、土砂等による埋立て等事業の適正化を図っている。なお、国、地方公共団体等が行うものについては規制対象外とする。

(1) 条例で規制する主な内容

- ① 有害物質を含む土砂等による埋立て等の禁止
- ② 崩落、飛散又は流出防止措置の義務付け（高さ制限、法面勾配基準等）
- ③ 面積が1,000㎡以上の埋立て等（特定事業）は、市長の許可が必要

※ ①と②については、面積要件なし

(2) 許可等の状況

平成27年度 許可申請14件

(3) 許可処分の特定期間内の主な事業内容

- ① 建設発生土の処分場
- ② 宅地造成事業
- ③ 資材置場
- ④ 太陽光発電施設用地

(4) 許可不要行為

都市計画法の規定による開発行為の許可を受けたもの等については、二重規制を避けるため、許可不要としている。

2 産業廃棄物処理対策事業

(1) 廃棄物処理業（収集運搬業、処分業）及び処理施設設置の許可に関する事務

① 廃棄物収集運搬業

廃棄物処理法に基づく一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業の許可申請事務

【許可業者の状況】(H28.3.31現在)

区分		市内	県内市外	県外	計
一 廃	市許可	91	85	9	185
産 廃	市許可	8	0	0	8
特 管	市許可	1	0	0	1

② 廃棄物処分業及び廃棄物処理施設

廃棄物処理法に基づく一般廃棄物及び産業廃棄物の処分業の許可、処理施設設置許可

【許可業者・施設の状況】(H28.3.31現在)

区 分	一般廃棄物 処分業	産業廃棄物 処分業	一般廃棄物 許可施設	産業廃棄物 許可施設
中間処理	15	50	19	56
最終処分	0	3	0	3
計	15	53	19	59

(2) 不法投棄対策事業

① 市内不適正処理事案の状況 (H28.3.31 現在)

○定期監視事案 50件

② 不法投棄対策等 (土砂の不適正対策含む)

○体制：現職警察官1名の派遣配置、退職警察官(産廃Gメン)3名、職員OB1名(土木技師)の嘱託雇用

○対応：現職警察官と職員による不適正処理への是正指導

産廃Gメンの市域パトロールによる監視調査、情報収集、未然防止啓発等

(3) その他事業

① 自動車リサイクル法対応事業

○使用済み自動車の引取業者、フロン類回収業者の登録事務

○使用済み自動車の解体業、破砕業の許可事務(施設設置を含む)

○業者への立入調査、指導事務等

【登録・許可業者の状況】(H28.3.31 現在)

区 分	登録業者		許可業者		合計
	引取業	フロン類回収業	解体業	破砕業	
業者数	98	30	21	3	152

② PCB廃棄物の適正処理に関する事務

・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、PCB廃棄物については、平成38年度までに適正に処理することが義務付けられており、県内で保管されているPCBについては、計画的に中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESC0:室蘭市)で処理されている。

・PCB廃棄物保管者は、その保管状況及び処分状況の報告を毎年届出の必要があり、市がその届出を受け付けるもの。

・国のPCB廃棄物処理基本計画が変更され、処理期間が延長されたが、再度の延長ができないことから、PCB含有電気機器等の掘起し調査を平成26年度に実施し、PCB特措法の規定に基づく保管・処理状況報告書の未提出事業所を調査した。今後も処理期限内での処理が円滑に進むよう、周知を図る必要がある。

③ 産廃スクラム32

東京都が事務局となり、関東甲信越・静岡地区の32自治体(1都11県20政令都市及び中核市)で「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡会議」(通称スクラム32)を構

成し、連携して産廃収集運搬車両の路上調査、関係団体との協定による不法投棄対策等を実施しており、本市も21年度に加入。

<清掃施設課>

1 ごみ焼却事業

(1) 六供清掃工場

- ① ルート収集（直営・委託）の可燃ごみ及び許可業者が搬入する可燃ごみを焼却処理している。
- ② 運転業務の一部は民間委託し、24時間の焼却運転を実施している。
- ③ サーマルリサイクルとして、ごみ焼却による熱を場内の冷暖房・給湯に利用するとともに、隣接の温水プールへ熱エネルギーを供給している。また、自家用発電機（出力1,889kW）により平成26年度実績では1,480万kWを発電し、場内の動力や照明を賄うほか、余剰電力604万kWを東京電力へ売電し、6,824万円の収入があった。
- ④ 平成3年の竣工以来25年を経過しているが、焼却炉等の維持整備工事を適宜実施するとともに、平成13年度、14年度にダイオキシン類削減対策工事を行い、安全で安定した焼却機能を維持している。
- ⑤ 平成24年度に清掃施設の整備方針として六供清掃工場の延命化が決定したため、この方針に基づき平成28年度から4年間の期間で延命化工事を実施する。
- ⑥ 焼却灰は平成21年度まで全量を市有の最終処分場に埋立処分をしていたが、平成22年度より処理処分の民間委託を開始し、資源化と最終処分場の延命化を図っている。平成27年度は1014.88tを委託し、28年度は約1,500tを委託する予定である。

(2) 亀泉清掃工場

- ① ルート収集（委託）の可燃ごみの一部及び事業所、一般家庭の自己搬入可燃ごみ並びに小動物の死骸の焼却処理を行っている。
- ② 昭和52年に竣工し、平成13年度、14年度のダイオキシン類削減対策工事で焼却炉を更新している。昭和52年に整備した設備は老朽化しているが、適宜維持整備工事を行い安定的に稼働している。
- ③ 平成25年度に実施した耐震診断の結果に基づき、平成26年度には緊急地震速報受信装置と警報機を設置し、避難訓練を実施するなど対策を行った。平成27年度においては煙突の耐震診断及び耐震補強工事を行うなど施設の安定稼働に向けた対応を進める。
- ④ 亀泉清掃工場の今後の取扱いについては、平成24年度に実施した清掃施設整備方針において、六供清掃工場の延命化工事終了までに検討するとしており、今後、耐震診断の結果等を勘案し費用対効果や必要性について検討を行っていく。ただし、六供清掃工場の延命化工事期間中は亀泉清掃工場の健全な稼働（処理量）が必須条件となっている。

(3) 大胡クリーンセンター

- ① 旧4町村（大胡町、宮城村、粕川村、富士見村）がごみを共同処理するため、平成2年に旧大胡町に建設したごみ焼却施設で、平成12年度、13年度にダイオキシン類削減対策工事を実施し、平成16年12月の合併により引き継いでいる。
- ② 現在、4支所管内の可燃ごみを中心に焼却処理している。
- ③ 大胡クリーンセンターについても、今後の取扱いを六供清掃工場の延命化工事終了までに検討するとしており、今後、各設備の老朽化等を勘案し費用対効果や必要性につい

て検討を行っていく。ただし、六供清掃工場の延命化工事期間中は大胡クリーンセンターの健全な稼動(処理量)が必須条件である。

2 不燃ごみ・粗大ごみ処理事業

(1) 荻窪清掃工場（破碎選別処理業務）

- ① 平成4年に竣工した施設で、不燃ごみ、粗大ごみを破碎し、鉄・アルミ・可燃物・不燃物の4種類に選別処理している。
- ② 選別した鉄及びアルミは売却し再資源化するとともに、可燃物は六供清掃工場焼却し減容化することにより、最終処分場の延命化を図っている。
- ③ 平成16年10月から分別収集したプラスチック製容器包装は、新設した専用ラインにより手選別を行い圧縮梱包処理し、容器包装リサイクル法に基づき指定法人へ引渡し再資源化している。
- ④ 使用済み乾電池、スプレー缶、廃蛍光管及び水銀体温計などの処理困難物は、専門業者に委託することにより、安全かつ適正に処理して再資源化を図っている。
- ⑤ 平成27年度より基幹的設備の改良工事を実施し施設の延命化を図る。
- ⑥ 可燃・不燃の選別能力が低下しており、富士見クリーンステーションで再選別を行っている。また、容器包装リサイクル法施行前に整備した施設のため、プラ製容器の選別ラインを後付けで整備したため、作業効率や作業環境が悪いことから、更新計画について検討する必要がある。

(2) 富士見クリーンステーション（破碎選別処理業務）

- ① 旧富士見村が平成10年に建設した粗大ごみ処理施設で、旧4町村の焼却以外のごみ処理を行っており、平成21年5月の合併により引き継いでいる。
- ② 搬入地区の再編により、清里・南橋の一部・総社・元総社地区の不燃ごみ及び資源ごみ(缶)の処理を行っている。
- ③ 不燃ごみ、粗大ごみを破碎し、鉄・アルミ・可燃物・不燃物の4種類に選別処理している。選別した鉄及びアルミは売却し再資源化している。
- ④ 缶専用の処理ラインがあり、鉄、アルミの選別精度が高いため、より高価で売却できることから、平成18年度から、荻窪清掃工場に搬入された缶の一部を移送し、缶専用ラインで処理している。
- ⑤ 今後、ストックヤードを整備することで、缶の処理量の増加を図っていく。さらに、市域で発生する缶の全量を処理できるよう検討を進めていく。

(3) 前橋市最終処分場（埋立処分業務）

- ① 平成15年に竣工した前橋市最終処分場は、六供清掃工場及び亀泉清掃工場から出る焼却灰、荻窪清掃工場選別した不燃物等を埋立処分している。
- ② 最終処分場から出た浸出水は、浸出水処理施設で浄化して放流している。平成25年度には浸出水処理施設に放射能(セシウム)除去装置を設置した。
- ③ 平成27年度に第一区画の埋立が終了し、現在は、第二区画の埋立を開始している。
- ④ 浸出水質の悪化等に対応するため、第4水処理施設の機能充実を図る検討を行っており、平成29年度以降、具体的な改修工事を行う予定である。

(4) 富士見最終処分場（埋立処分業務）

- ① 旧富士見村が平成9年に建設した富士見最終処分場は、大胡クリーンセンターから出る焼却灰、富士見クリーンステーションで選別した不燃物等を埋立処分しており、平成21年5月の合併により引き継いでいる。
- ② 地元3自治会（石井一区、市之木場、山口）により監視委員会が設置され、2か月に1回、監視委員会が開催されている。

3 ごみ減量・資源化事業

(1) びん選別処理施設

- ① 分別収集したガラスびんは、荻窪清掃工場敷地内の専用施設で選別処理している。
- ② カレットは容器包装リサイクル法に基づき指定法人へ引渡し、生きびん（リターナルびん）は資源回収を行う事業者へ売却または無償で引渡している。

(2) ペットボトル選別処理施設

分別収集したペットボトルは、大渡町にある処理施設で選別・圧縮梱包処理し、容器包装リサイクル法に基づき指定法人へ引渡している。ただし、富士見クリーンステーションに集められたペットボトルはリサイクル業者へ直接売却している。

4 清掃施設計画事業

(1) 六供清掃工場

清掃施設整備方針を六供清掃工場の延命化を行うことに決定したため、平成25年6月議会において補正予算議案の承認を受けた後、延命化に向けた各種計画の策定等を行う。

①平成25年度

- ・地域計画の見直しを行い、国の承認をもらう。
- ・前橋市六供清掃工場長寿命化計画策定する。

②平成26年度

- ・発注仕様書作成業務を平成26、27年度の2カ年の債務負担事業として発注した。発注仕様書の内容の検討のため技術審査委員会を立ち上げ、第1回目の委員会を開催した結果発注方法については総合評価落札方式による一般競争入札が望ましいとの意見でまとまったことから、契約課で総合評価審査委員会を立ち上げ3月30日に第1回目の委員会を開催した。
- ・生活影響環境影響調査を実施する。調査結果については平成27年5月中に地元自治会役員へ報告する。

③平成27年度

- ・9月議会に延命化工事にかかる補正予算要求をする。（債務負担行為H27からH31年までの5カ年）
- ・10月に入札公告予定（入札については平成28年4月を予定（交付金内示後））

④平成28年度

- ・5月入札、仮契約
- ・6月議会承認後本契約

- ・ 桐生市及び民間業者と延命化期間中のごみ処理委託について協議する。
- ・ ごみ減量課と延命化期間中のルート収集の搬入先変更について協議する。

(2) 亀泉清掃工場・大胡クリーンセンター

平成27、28年度において、安定稼働を確保し、定格の焼却能力を維持できるよう維持整備と保全措置を行う。

亀泉清掃工場については、平成27年度に煙突の耐震検査を行い、現在補修工事を実施中である。なお、補修工事实施前に、地元自治会役員へ工事の詳細について報告会を開催し説明を行う。

(3) 荻窪清掃工場

平成4年に稼働開始して老朽化しているため、平成25年度において今後の整備方針について検討を行った。

その結果、不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみを処理する統合施設の整備を新規用地で行うことが望ましいとの結論となったが、六供清掃工場の延命化が控えているため、整備時期をずらすため、平成27年度から5年間で基幹整備を行う。

缶保管庫の設置工事前に自治会役員へ保管庫の詳細について、報告会を開催し説明する。

(4) 前橋市最終処分場

計画上の埋め立て終了年度は、平成30年12月であるが、平成27年度末での埋立終了年度は平成38年度末まで延長が可能である。また、現在の焼却灰の資源化等により2年程度の延命化は可能であるが、早急に次期最終処分場の建設について検討が必要である。